

健生発 0129 第 2 号
6 輸国 第 3604 号
令和 7 年 1 月 29 日

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長
厚生労働省各地方厚生局長
農林水産省各地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

殿

厚生労働省健康・生活衛生局長
(公印省略)

農林水産省輸出・国際局長
(公印省略)

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」の一部改正
について

我が国からオーストラリア向けに輸出する食肉については、「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」(令和 2 年 4 月 1 日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定。以下「手続規程」という。)の別紙 AU-A1「オーストラリア向け輸出食肉の取扱要綱」に基づき取り扱われているところです。

今般、手続規程について下記のとおり改正を行いましたので、御了知の上、令和 7 年 2 月 14 日付けで発行を行う食肉衛生証明書から、改正後の様式を使用するよう、対応方よろしく申し上げます。なお、一元的な輸出証明書発給システムにおいても、同日付で新たな様式へ変更される旨、申し添えます。

記

- 1 日本におけるランピースキン病発生に関するオーストラリア政府との協議に基づき、輸出可能部位を骨なしの骨格筋に限定すること、またこれに伴い食肉衛生証明書(別紙様式 5-2)及び輸出検疫証明書(別紙様式 7)を改正すること。
- 2 その他所要の改正